

一般社団法人 東京都溶接協会 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 株式会社 三 浦 事 発行所 • 東京都江東区大島三丁目 1 番 11 号 産学協同センター 電 話 03-3685-5700 (代表) 編集発行人 三 浦 繁 夫 © 2019 毎月1回1日発行 定価 100 円・〒共

# 頑張れ! ニッポン



## 田んぼアート2019とラグビーワールドカップ (埼玉県行田市)

埼玉県行田市は世界最大としてギネス世界記録に認定されている田んぽアートにラグビー日本代表選手として活躍する リーチマイケル選手、姫野和樹選手、田中史郎選手を採用しました。

「がんばれ日本代表」の帯には代表ユニホームのシンボルである桜の花と行田市のシンボルである古代蓮をあしらいました。 ラグビーW杯は9月20日から11月2日の日程で開催します。 (カラー版は http://www.miura21.co.jp でご覧いただけます)

# ガス溶接作業主任者受験準備講習会

日 時: 2019年11月25日(月)·26日(火)

午前9時30分~午後5時

会 場:産学協同センター

東京都江東区大島3-1-11

受講料:会員28.000円・一般32.000円(テキスト代含む)

試験日:2019年12月10日(火)

# -般社団法人 東京都溶接協会

TEL: 03-3685-5448 FAX: 03-3682-4902 URL: http://www.iwes-1st.ip

# 「ボイラー取扱技能講習」

開催のご案内

開催日:2019年11月6日(水)・7日(木)

会 場: 江東区亀戸6-41-20

機缶健保会館 地下1階 講習会場

受講料金:12.680円(消費税込み・テキスト代を含む)

上記金額は、消費税10%改訂後の受講料金となります。

※お問い合わせ、資料請求は下記へどうぞ

## 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 東京事務所

〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館4階

電 話 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746

URL http://www.bcsa.or.jp

令和元年度

況についてみると、 や健康が損なわれ、 [等によって労働者の尊い 労働者の健康をめぐる状 過重労 深刻

を通じた労働者の健康確保 民の労働衛生に関する意識 に大きな役割を果たしてき る自主的労働衛生管理活動 を高揚させ、 全国労働衛生週間は、 事業場におけ 国

ます。 する強い不安、 年々増加を続けています。 に基づく一般健康診断にお 依然として半数を超えてい また、仕事や職業生活に関 ける有所見率は5割を超え、 トレスを感じる労働者は、 (昭和47年法律第57号) この他、 労働安全衛 悩み又はス

労働力の高齢化が進む中で、 行うことになりました。 立への対応が必要となる場 全国一斉に積極的な活動を みんなでつくる 景を踏まえ今年度は 想されます。このような背 た労働者の治療と仕事の両 健康づくりは はさらに増えることが予 をスローガンのもとに、 人づくり 健康職場

# 9月30日は「クレーンの日」



クレーンの日 9月30日

改善に取り組むとともに、関係者一人ひとりが協力して組織的、 働災害につながる職場の危険有害要因を的確洗い出し、 i画的かつ継続的に安全管理活動を実行していくことが必要です。 本年で40回を迎える「クレーンの日」 を契機に、 クレー ン等の 労

(2)

# 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

# 「溶接甲子園」へ

9月は準備期間

な社会問題となっています。

職場にお

いて、

病気を抱え

般社団法人 東京都溶接協会

東京都溶接協会は7月20日、昭島市の都立多摩職業 能力開発センターで指導教員向け研修会、同27日には 足立区の都立城東職業能力開発センターで初心者の生徒 と教員を対象とした研修会を相次いで開催した。

また、8月28日には江東区の産学協同センターで毎 年恒例となった東京都高校生溶接コンクール(若手人材 育成溶接コンクール)の参加希望者への研修会を開催し 12月21日の本番に向けた練習を行った。各会場とも実 習中は講師陣が各ブースを丹念に回り、受講者全員に丁 寧な指導をした。



担当講師と参加した生徒

# 今後のスケジュール

#### ①第6回 東京都高校生溶接コンクール (若手人材育成溶接コンクール)

日時:令和元年12月21日(土) 午前9時~

場所:産学協同センター

#### 関東甲信越高校生溶接コンクール ②第11回

日時:令和2年4月下旬(予定)

場所:神鋼溶接サービス㈱ 研修センター

学校関係者で見学希望の方は下記へお問合せください。 一般社団法人 東京都溶接協会 事務局 電話 03-3685-5448



# 〈定額残業代制度の周知と是非〉

時間外労働の手当を一定の金額で支給する「定額残業代」の採用については、労務管理上の利点から導入されている例も多く見受けられます。 しかしながら争議に発展するケースも多く、判例も積み重なってきたことから、運用についての通達も出されております。

#### 1. 固定残業代についての通達

平成29年7月31日付け基発0731第27号「時間外労働等に対する割増賃金の解釈について」によると、平成29年7月7日付けの最高裁判所第二小法 廷判決を踏まえて、名称によらず、一定時間分までの時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金として定額で支払われる賃金について の解釈が示されました。時間外労働に対する割増賃金を固定的に支払うことは直ちに労働基準法に違反するものではないとされましたが、不適切 な運用により、労働基準法上の時間外労働等の割増賃金の支払義務等に違反する事例も発生していると認識されており、時間外労働等に対する割 増賃金の適切な支払いのために、次のような留意すべき事項が例示されております。

- ①基本賃金等の金額が労働者に明示されていることを前提に、例えば、時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金に当たる部分について、相当する時間外労働等の時間数又は金額を書面等で明示するなどして、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを明確に区別できるようにしているか確認すること。
- ②割増賃金に当たる部分の金額が、実際の時間外労働等の時間に応じた割増賃金の額を下回る場合には、その差額を追加して所定の賃金支払日に支払わなければならない。そのため、使用者が「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日付け基発0120第3号)を遵守し、労働時間を適正に把握しているか確認すること。

## 2. 有効とするためには

固定残業代制を有効に運用するためには、就業規則や労働契約書に定めて、その金額を雇用契約書等で明示をし、その時間数がいわゆる過労死の判断基準である1月あたり80時間から100時間に達するものではないことが挙げられます。また、求人をする際には次の①~③の内容すべてを明示する必要があります。

- ①固定残業代を除いた基本給の額
- ②固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法
- ③固定残業時間を超える時間外労働、休日労働および深夜労働に対して割増賃金を追加で支払う旨

## 3. 固定残業代が無効とされた場合

固定残業代が判決により無効とされてしまうと、その分が固定賃金と解釈されるため、割増賃金の基礎となる賃金(労働基準法37条、労働基準法施行規則21条)として算入され、より単価が増加した状態で割増賃金を算出することとなります。また、未払い賃金と解されるため、これと同額の付加金の支払いを命じられる場合もあります。

#### 4. 固定残業代をめぐる判例

《**T事件(平成24年3月8日最高裁第一小法廷判決)**》基本給月額を41万円とし、月間総労働時間が180時間を超えた場合には、その超えた時間につき1時間当たり一定額を別途支払い、月間180時間以内の労働時間中の時間外労働がされても、基本給以上の支払いをしないという雇用契約の是非について争われたもの。この基本給の表記では、通常の労働時間の賃金に当たる部分と労働基準法第37条第1項の規定する時間外の割増賃金に当たる部分とを判別することはできないものと解釈され、時間外労働をした場合に、月額41万円の基本給の支払を受けたとしても、その支払によって、月間180時間以内の労働時間中の時間外労働について労働基準法第37条第1項の規定する割増賃金が支払われたとすることはできないと指摘。また、裁判官の補足意見として「便宜的に毎月の給与の中にあらかじめ一定時間(例えば10時間分)の残業手当が算入されているものとして給与が支払われている事例もみられるが、その場合は、その旨が雇用契約上も明確にされていなければならないと同時に、支給時に支給対象の時間外労働の時間数と残業手当の額が労働者に明示されていなければならないであろう。さらには10時間を超えて残業が行われた場合には当然その所定の支給日に別途上乗せして残業手当を支給する旨もあらかじめ明らかにされていなければならない」とされました。

**〈U事件(平成20年10月7日東京地裁判決)**〉売上等に応じて支給される販売手当を固定的に支給していたが、これは従業員が時間外労働や深夜労働をした場合に支給される割増賃金と同様の性質を有するものとはいい難い。販売手当が時間外勤務手当に代わるものであるという説明をしたとまでは述べていないのであるし、他に販売手当が時間外勤務手当に代わるものであるという説明をしたことを認めるに足りる証拠はないことから、販売手当の支払をもって時間外及び深夜の割増賃金の支払ということはできないという判断に至った。

**〈F事件(平成20年3月21日東京地裁判決)〉**労働者自身が当月働いた分についてどれだけの時間外労働がなされ、それに対していくらの割増賃金が出ているのかを概算的にでも有効・適切に知ることができなければ、労使の合意に基づいた労働条件の中身としての賃金なり給与条件の合意が成立したことにはならない。

**〈W・H事件(平成24年10月19日札幌高裁判決)**〉使用者が基本給とは別に支給されていた定額の職務手当が95時間分の時間外賃金であると主張したのに対し、職務手当の受給を合意した労働者が95時間の時間外労働義務を負うことになり、このような長時間の時間外労働を義務付けることは労働基準法36条の規定を無意味なものとするばかりでなく、安全配慮義務に反し、公序良俗に反する恐れさえあるとして、職務手当は労働基準法36条の上限として周知されている月45時間分の通常残業の対価として合意され、支払われたものと認めるのが相当として月45時間を超える時間外労働時間及び深夜労働時間につき残業代の支払を命じました。

《M・I事件(平成26年11月26日東京高裁判決、原審:平成26年4月30日横浜地裁判決))概ね100時間に相当する時間外手当について、割増賃金に相当する部分とそれ以外の部分についての区別が明確となっていないことのほか、36協定の延長限度時間に関する基準において月45時間が労働時間の上限と定められていることに照らし、「100時間という長時間の時間外労働を恒常的に行わせることが上記法令の趣旨に反するものである」こと等を理由として、営業手当の支払が割増賃金の支払であることを否定しました。

### 高校生溶接コンクール 協賛企業



		講習予定表	公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 URL http://www.bcsa.or.jp		
種類	講習名	2019年9月~12月	2020年1月~3月		
	玉 掛 け 技 能 講 習	茨城 12/5 栃木 9/3 10/1 11/12 12/3 埼玉 9/10 10/8 11/19 12/3 甲信 10/17 11/14 12/12	栃木 1/21 2/4 3/3 埼玉 1/15 甲信 1/16 2/13 3/12		
技能	床上操作式クレーン運転	茨城 10/17 栃木 9/18 10/23 12/10 埼玉 10/16 11/26 12/17 甲信 9/5 10/24 11/21 12/19	茨城 1/16   栃木 3/24   甲信 1/23 3/26		
講	小型移動式クレーン運転	栃木 9/26 11/5 甲信 10/2 12/4	版木 2/13 甲信 2/5		
習	フォークリフト運転	栃木 9/13 10/15 11/8 11/19 埼玉 9/19 11/6	栃木 1/14 2/18 3/10 埼玉 1/21		
	ボ イ ラ ー 取 扱	東京 11/6	東京 2/6		
	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	茨城 11/19 東京 12/12			
	は い 作 業 主 任	栃木 10/29			
特別教育	クレーン運転特別教育	栃木 9/10 10/8 11/26 12/17 甲信 9/17 10/30	栃木 1/28 2/25 3/17 甲信 2/20		
一刻	高所作業車運転業務特別教育		栃木 1/8		
育	フ ル ハ ー ネ ス 型 安 全 帯 使 用 作 業 の 特 別 教 育	福島 9/13 10/3 12/9 いわき 9/18 11/5 12/24	福島 2/10 3/25 いわき 1/27 2/10 3/23		
安	天井クレーン定期自主検査者	茨城 9/25 埼玉 12/19	東京 1/16		
全	移動式クレーン定期自主検査者	茨城 11/13 埼玉 11/13 東京 9/5			
餌	移動式クレーン運転士		東京 3/8		
安全衛生教育	玉掛け業務従事者				
育	フォークリフト運転業務従事者	栃木 10/11			

★日付は講習開始日です。詳細については、各事務所にお問い合わせください。出張講習のご要望も受け付けております。下記の各事務所にご相談ください。URL http://www.bcsa.or.jp

ボイラ・クレーン 安全協会	₹ 136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	TEL 03-3684-5551 FAX 03-3685-2189	茨城事務所	₹300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
東京事務所	<b>=</b> 136−0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館4階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	栃木事務所	₹322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
千葉事務所	f = 260−0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	甲信事務所	₹400-0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512
埼玉事務所	₸ 330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	福島事務所	₹963-0547	郡山市喜久田町卸3-39	TEL 024-963-1855 FAX 024-963-1866
神奈川事務所	* = 221-0853	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1 第2米林ビル7階	TEL 045-324-2860 FAX 045-316-8768	いわき事務所	〒971−8181	いわき市泉町本谷字作123	TEL 0246-58-9300 FAX 0246-58-9301

\*神奈川事務所は2019年8月13日より上記新住所に移転しました。

※厚生労働大臣登録検査関としてボイラー等・クレーン等、両方の性能検査を実施しています。上記の各事務所にご相談ください。

学科のみの受講も可(三、七〇〇円税込)	炭酸ガス半自動溶接 一般 一九、八〇〇円	被覆アーク溶接 一般 一六、八〇〇円二、受講料(税込)	実技=十月一日(火)午後一時~午後五時学科=十月一日(火)午前九時五十分~十二時一、日時・会場	リーS溶接評価試験	○十二月八日(日) 東京都溶接協会○十二月七日(土) 東京都溶接協会予告	○十一月十日(日) 東京都溶接協会 ○十月五日(土) 東京都溶接協会 ○十月五日(土) 東京都溶接協会 日時・会場	容安平面試験 東京都正文 東京都産学協 TEL	设社団法人 都溶接協会
※行事・祭は変更になる場合が	30日 ▼ クレーンの日 (~29日 東京ビッグサイト青梅展示棟)	27日▽全日本模型ホビーショー24日▽結核予防週間 彼岸中日	23日 ▽秋分の日 21日 ▽秋の全国交通安全運動 (~30日) 動物愛護週間 (~26日)	20日▽彼岸入り 鎌倉鶴岡八幡宮やぶさめ 変の日 20日▽彼岸入り	13日▽老人の日 13日▽十五夜 世界の法の日	(日: 分析展/科学機器展) (~6日幕張メッセ) 9日▽救急の日 9日▽救急の日 (~21日)	1日▽防災の日 1日▽防災の日 富山八尾風の盆(~3日) 東大震災記念日 は、1450年	長月



